

犯収法ハンドブック 第4版(2) 修正内容・趣旨 (2024.3.1)

<第1分冊>

箇所	修正の趣旨・内容等
P. 11	<p>&lt;自然人の本人確認方法・非対面取引&gt;</p> <p>【オンラインで完結できる方法(4)】→ 末尾の「※5(2)」を追加。</p> <p>「署名用電子証明書」に関し、マイナカードだけでなく一定のスマホにも搭載が可能となった件を追記（犯収法施行規則の改正。R5.5より）。</p>
P. 14	<p>&lt;法人の本人確認方法&gt;</p> <p>(1)「登記情報提供システムで確認する方法」に関して、初版では「法人の代表者等が代表権を有する者として登記されている場合に限る」と記載していたが、これは「非対面取引の場合のみ」であり、表現が不正確であった。</p> <p>(2)また、「国税庁の法人番号公表サイトを利用する方法」について、対面取引でも利用できる（代表権登記の有無を問わない）点が明確にされていないなかった。</p> <p>上記の点を修正した。</p> <p>「対面取引」→「公的なオンライン情報を利用する方法」に変更。</p> <p>「非対面取引」→「オンラインで完結できる方法」と「申告+送付法」の記載を一部修正。</p>
P. 22	<p>&lt;健康保険・被保険者証等の告知要求制限&gt; (2)ウ</p> <p>被保険者証の例として記載していた「介護保険」を削除し、「高齢者医療保険」に変更。介護保険は対象外である点を明記。</p>
P. 28	<p>&lt;本人確認書類の表・「法人」の欄&gt;</p> <p>「取引の態様と確認方法」の箇所を、P. 14「法人の本人確認方法」の修正に対応して変更。</p>
P. 29	<p>&lt;ハイリスク取引時の確認方法&gt;</p> <p>「厳格な方法による確認」の概要を「※A B」として追加し、後記表示の参照を明記。</p>
P. 36-37	<p>&lt;確認記録の参考様式&gt;</p> <p>「法人用①」→ P. 14「法人の本人確認方法」の修正に対応して「確認方法」の項目を変更。</p> <p>「法人用②」→ 「2 代表者他の確認」の項目から「外国PEPs（該当と認められた理由）」の欄を削除。</p>

<第2分冊>

箇所	修正の趣旨・内容等
P. 12-13	<p>&lt;疑わしい取引の届出に関連する注意事項等&gt;</p> <p>「3.ア」に記載の危険度調査書による届出件数等の内容を令和5年版にアップデート。P. 13の届出件数表を令和5年版に差替え。</p> <p>「3.エ」を注意事項として追加。</p>

<第3分冊>

箇所	修正の趣旨・内容等
P. 1・Q1	<平成30年11月施行の改正施行規則による新しい確認方法> 「(2)法人の場合 ①」の内容を、第1分冊・P.14の修正に対応して変更。
P. 5・Q13	<個人情報保護法の関連> 同法の改正により条文番号を修正（第18条 → 第21条）。
P. 7・Q24	<破産管財人に準ずる者の範囲> 民法改正により法律用語が変更されており、修正。 「相続財産管理人」→「相続財産清算人」
P.17・Q50	<顧客との一度の面談で本人確認を完結させる方法> 「顧客が法人 確認方法(2)」の内容を、第1分冊・P.14の修正に対応して変更。
P.29・Q89	<健康保険証等による確認の際の注意事項> 告知要求制限の対象となる被保険者証に関し、「介護保険」も例示で記載しているが、これは対象外であるため、「高齢者医療保険」に修正。 「介護保険は対象外」を明示（第1分冊・P22分と同趣旨）。 「自衛官診療証」も令和6年4月から告知要求制限対象となる件を追加。
P.33・Q100	<本人確認種類の写しの提示を受けた場合の対応> 「(2)顧客が法人の場合 ①」の内容を、第1分冊・P.14の修正に対応して変更。
P.34・Q102	<登記情報提供サービスを利用した本人確認方法> 「A」および「(1)」の内容を、第1分冊・P.14の修正に対応して変更。
P.48・Q148	<現金一括払いの取引> 第2分冊・P.12の注意事項の追加に対応して次の一文を追加。 「なかでも、金融機関を通さない『現金』による売買取引については、原則として届出を行う対象と考えるべきでしょう。」

<書式関係・参考様式>

確認記録・法人用	第1分冊・P.14の修正に対応して、確認方法「対面取引」「非対面取引」の項目の記載を変更。
----------	---

以上